

豊橋市市民協働推進補助金応募要領（平成26年度実施事業対象）

この補助金は、市民協働によるまちづくりを推進することを目的に、非営利で、不特定多数の人のためになる、自主的な活動、いわゆる「公益的社会貢献活動」を行う団体の活動を支援するための補助金です。団体の活動状況に合わせてご応募ください。

1 補助金の種類

1 団体につき、ひとつの年度内に1事業のみ申請・交付を受けることができます。

市民活動スタート支援補助金 (つつじ補助金)	市民活動ネクスト支援補助金 (くすのき補助金)
<p>設立後5年未満の団体が行う事業を対象としています。ただし、ひとつの団体につき1回のみ補助を受けることができます。</p> <p><u>過去に市民協働推進補助金を受けていない団体に限ります。</u></p> <p>(7月に後期募集を行う予定です)</p>	<p>設立後2年以上または設立後2年未満でもつつじ補助金の交付を受けた団体が行う事業を対象としています。</p> <p><u>同一事業につき3回まで応募できます。</u></p>
<p>【補助金額】</p> <p>* 事業費が5万円以下の場合 全額補助</p> <p>* 事業費が5万円を超える場合 5万円</p>	<p>【補助金額】</p> <p>*1回目 事業費に2/3をかけた額</p> <p>*2回目 事業費に1/2をかけた額</p> <p>*3回目 事業費に1/3をかけた額</p> <p>*限度額 1回目～3回目ともに30万円</p>

※事業費に補助対象外経費が含まれる場合は、その額を除いた額を事業費として補助金額を計算します。

※千円未満切り捨て。

2 対象となる団体

補助を受けるには以下の条件を満たす必要があります。条件を満たしていれば、法人化されていない市民活動団体や自治会なども対象となります。

(1) 公益的社会貢献活動団体であること

公益的社会貢献活動団体とは、次に掲げる団体をいう。

- ① 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ② 公益的社会貢献活動をする法人その他の団体で、次のいずれにも該当する団体
 - ・利益配分を行わないこと。
 - ・民間団体であること。
 - ・5人以上の会員で運営されていること。
 - ・意思決定機関をもち、組織の運営に関する規則（会則等）があること。
 - ・組織運営に関して自発的参加があること。
 - ・活動に継続性があること。
 - ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
 - ・暴力的な活動を行わないこと。

(2) 主に豊橋市内で活動を行っていること

(3) 団体の構成員の2分の1以上が豊橋市に在住、通勤、通学していること

3 対象となる事業

平成26年度中に行われる事業で、地域社会の課題を解決するために行われるものが対象となります。具体的な事業の分野は次に掲げるものです。主に市内で行われる事業を対象とします。ただし、平成26年度に豊橋市及び豊橋市から運営に対し財政的支援を受けている団体からの補助金を受けない事業に限ります。国・県・民間の助成を併用することは可能です。

市補助金と他補助金と事業収入の計が事業費を上回らないことが条件です。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- ② 社会教育の推進を図る事業
- ③ まちづくりの推進を図る事業
- ④ 観光の振興を図る事業
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- ⑦ 環境の保全を図る事業
- ⑧ 災害救援事業
- ⑨ 地域安全事業
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- ⑪ 国際協力を行う事業
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- ⑬ 子どもの健全育成を図る事業
- ⑭ 情報化社会の発展を図る事業
- ⑮ 科学技術の振興を図る事業
- ⑯ 経済活動の活性化を図る事業
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業
- ⑱ 消費者の保護を図る事業
- ⑲ 公益的社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業
- ⑳ 上記①から⑱に掲げる活動に準ずるとして愛知県の条例で定める事業

※ 事業を行う上で、法的な許可や土地・建物の所有者の承諾などが必要になる場合は、その許可等を得ることができるかどうか応募前に確認しておいてください。

4 補助対象経費・補助対象外経費

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○報償費（講師・専門家等への謝礼等） ○旅費（交通費、宿泊費等） ○需用費（消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費等、機材等の燃料費等） ○役務費（翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等） ○委託料（設計・測量・デザインなどの委託料） ○使用料及び賃借料（会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等） ○工事請負費 ○原材料費（セメント・砂利・硬材・木材等の資材） ○備品購入費（2万円以上で反復使用に耐えるもので、事業に不可欠とされるもの） ○その他市長が必要と認める経費
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ×団体の運営に関する事務費などの経常的な経費 ×団体の事務所等を維持するための経費 ×団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費、交通費及び宿泊費

5 スケジュール（補助金の種類によりスケジュールが一部異なります）

日程	内容
12月16日～1月24日	提出書類を作成し、提出
12月26日	補助金応募説明会（豊橋市職員会館5階）
平成26年1月18日～23日 （休館日を除く）	オレンジプラザ事前相談 集中相談日【要予約】 （事前相談はこの期間以外でも随時受け付けます【要予約】）
2～3月上旬	事前（書類）審査
3月22日（予備日23日）	くすのき事前審査通過者による公開プレゼンテーション、 審査を行い、結果を発表します。
3月24日以降	補助金採択事業決定及び交付説明会（午後1回・夜間1回）
4月1日～	補助金交付申請・事業実施（～平成27年3月）
12月～	事業報告会（説明会等で実施）

6 提出書類

- (1) 市民協働推進補助事業企画書（様式第1）
- (2) 公益的社会貢献活動団体概要書（様式第2）
- (3) 事業計画書（様式第3）
- (4) 収支予算書（様式第4） * (1)～(4)は、各A4版1枚で提出してください。
- (5) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- (6) 構成員の名簿
- (7) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザインなどがわかるもの）
- (8) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し
* (7) (8)については、施設整備を伴う場合のみ提出してください。
- (9) 豊橋市市民協働推進補助金申請チェックシート（←こちらを忘れずに提出してください）

※様式は、市民協働推進課のホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/shiminkyodo/>

※必要に応じて、参考資料（A4版2枚まで）を添付することができます。

7 受付期間 平成25年12月16日(月)～平成26年1月24日(金)

8 提出場所 豊橋市役所市民協働推進課(西館4階)
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL 0532-51-2483 FAX 0532-56-5128
E-mail shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp

土日、祝日、12/29～
1/3はお休みです。

9 提出方法 直接持ち込み、郵送、Eメールのいずれでも結構です。ただし、不足書類等があると受け付けられない場合もありますので直接持ち込みをお勧めします。

10 審査方法等 別紙「豊橋市市民協働推進補助金 審査の方法」をご覧ください。

11 その他

- (1) 書類提出にあたっては、事前に豊橋市民センターオレンジプラザ(豊橋市松葉町二丁目63番地、Tel0532-56-5160)に記載方法を相談し、助言を得たうえで豊橋市役所市民協働推進課へ提出してください。
- (2) 応募いただいた団体の個人情報につきましては、豊橋市市民協働推進補助金に関すること以外には使用しませんが、団体の名称及び連絡先(住所、電話番号、FAX、URL、メールアドレス)といった個人情報は、ホームページやパンフレット等で公開することがあります。あらかじめご了解いただいたうえでご応募ください。また、応募いただいた書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 正式決定は平成26年度予算議決後になりますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 補助金の交付を受けた団体は、事業報告会で事業の報告をしていただきます。
- (5) 補助金の交付を受けた団体は、本補助金の財源である「市民協働推進基金(トヨッキー基金)」の啓発活動にご協力いただきます。

12 問合せ先 豊橋市役所市民協働推進課(西館4階)
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL 0532-51-2483 FAX 0532-56-5128
E-mail shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp

この補助金はトヨッキー基金(市民協働推進基金)を財源としています

